別表を次のように改める。

別表（第一号関係）

地方公共団体	機能要件の標準又は帳票要件の標準
北海道札幌市、北海道北見市、北海道北広島市、北海道月形町、北海道美深町、北海道美幌町、北海道津別町、北海道遠軽町、北海道別海町、北海道標津町、岩手県雫石町、福島県二本松市、福島県川俣町、茨城県筑西市、栃木県益子町、栃木県茂木町、群馬県高崎市、群馬県桐生市、群馬県伊勢崎市、群馬県太田市、群馬県藤岡市、群馬県安中市、群馬県みどり市、群馬県榛東村、群馬県吉岡町、群馬県神流町、群馬県中之条町、群馬県東吾妻町、群馬県明和町、群馬県千代田町、群馬県大泉町、群馬県邑楽町、埼玉県行田市、埼玉県秩父市、埼玉県戸田市、埼玉県坂戸市、埼玉県鳩山町、埼玉県ときがわ町、埼玉県神川町、埼玉県寄居町、東京都墨田区、東京都品川区、東京都中野区、神奈川県鎌倉市、岐阜県羽島市、静岡県森町、愛知県東郷町、京都府亀岡市、兵庫県明石市、兵庫県伊丹市、和歌山県有田市、鳥取県智頭町、鳥取県日南町、島根県出雲市、岡山県総社市、岡山県勝央町、山口県長門市、徳島県阿波市、徳島県牟岐町、高知県高知市、高知県南国市、高知県須崎市、佐賀県多久市	告示別表第一の0390004の項、0390009の項、0390022の項、0390028の項、0390045の項、0390046の項、0390048の項、0390049の項、0390050の項及び0390064の項の機能要件の欄に掲げる機能要件並びに告示別表第二の0390038の項の帳票要件の欄に掲げる帳票要件
北海道岩見沢市、北海道鷹栖町、北海道当麻町、北海道比布町、北海道美瑛町、北海道礼文町、北海道利尻町、北海道利尻富士町、北海道弟子屈町、青森県弘前市、青森県三沢市、岩手県盛岡市、岩手県宮古市、岩手県葛巻町、宮城県大河原町、宮城県丸森町、宮城県亘理町、宮城県山元町、宮城県大和町、秋田県横手市、秋田県仙北市、山形県酒田市、山形県寒河江市、山形県山辺町、山形県金山町、山形県最上町、山形県舟形町、山形県大蔵村、山形県鮭川村、山形県遊佐町、福島県白河市、福島県田村市、福島県南相馬市、福島県桑折町、福島県天栄村、福島県猪苗代町、福島県泉崎村、福島県中島村、福島県玉川村、福島県浪江町、茨城県水戸市、茨城県古河市、茨城県結城市、茨城県取手市、茨城県牛久市、茨城県坂東市、茨城県阿見町、茨城県境町、埼玉県狭山市、埼玉県草加市、埼玉県新座市、埼玉県吉見町、埼玉県松伏町、千葉県柏市、東京都千代田区、東京都文京区、東京都台東区、東京都大田区、東京都北区、東京都江戸川区、東京都昭島市、東京都東村山市、東京都清瀬市、東京都稲城市、東京都あきる野市、東京都新島村、東京都御蔵島村、東京都青ヶ島村、東京都小笠原村、神奈川県小田原市、神奈川県秦野市、新潟県燕市、新潟県弥彦村、愛知県岡崎市、愛知県瀬戸市、愛知県春日井市、愛知県小牧市、三重県伊勢市、三重県名張市、三重県尾鷲市、三重県鳥羽市、三重県熊野市、三重県多気町、三重県明和町、三重県玉城町、三重県度会町、三重県大紀町、三重県南伊勢町、三重県紀宝町、滋賀県東近江市、京都府宮津市、京都府井手町、京都府笠置町、京都府京丹波町、京都府伊根町、京都府与謝野町、大阪府吹田市、大阪府泉大津市、大阪府高槻市、大阪府茨木市、大阪府富田林市、大阪府箕面市、大阪府能勢町、大阪府河南町、兵庫県西宮市、兵庫県芦屋市、兵庫県豊岡市、兵庫県神河町、兵庫県佐用町、兵庫県新温泉町、奈良県御所市、奈良県香芝市、奈良県葛城市、奈良県平群町、奈良県川西町、奈良県田原本町、奈良県高取町、奈良県明日香村、奈良県上牧町、奈良県広陵町、奈良県河合町、奈良県吉野町、奈良県下市町、奈良県黒滝村、奈良県天川村、奈良県野迫川村、奈良県十津川村、奈良県下北山村、奈良県上北山村、奈良県川上村、奈良県東吉野村、和歌山県田辺市、和歌山県有田川町、和歌山県美浜町、和歌山県日高町、和歌山県由良町、和歌山県上富田町、和歌山県古座川町、和歌山県北山村、和歌山県串本町、島根県浜田市、島根県益田市、島根県大田市、島根県津和野町、岡山県倉敷市、岡山県玉野市、岡山県井原市、岡山県高梁市、岡山県新見市、岡山県備前市、岡山県里庄町、広島県呉市、広島県海田町、広島県坂町、広島県安芸太田町、広島県北広島町、山口県下松市、山口県岩国市、山口県光市、愛媛県八幡浜市、愛媛県西条市、愛媛県上島町、愛媛県久万高原町、愛媛県砥部町、愛媛県松野町、福岡県大牟田市、福岡県久留米市、福岡県豊前市、福岡県福津市、福岡県筑前町、福岡県東峰村、福岡県添田町、福岡県赤村、福岡県福智町、福岡県吉富町、福岡県築上町、佐賀県小城市、佐賀県太良町、長崎県小値賀町、長崎県佐々町、熊本県宇土市、熊本県上天草市、熊本県宇城市、熊本県阿蘇市、熊本県合志市、熊本県美里町、熊本県南関町、熊本県大津町、熊本県菊陽町、熊本県南小国町、熊本県小国町、熊本県産山村、熊本県高森町、熊本県西原村、熊本県南阿蘇村、熊本県御船町、熊本県甲佐町、熊本県山都町、熊本県氷川町、熊本県芦北町、熊本県津奈木町、熊本県多良木町、熊本県湯前町、熊本県五木村、熊本県あさぎり町、大分県佐伯市、宮崎県日向市、宮崎県門川町、宮崎県高千穂町、宮崎県五ヶ瀬町、鹿児島県阿久根市、鹿児島県曽於市、鹿児島県長島町、鹿児島県湧水町、鹿児島県東串良町、鹿児島県肝付町、鹿児島県南種子町、鹿児島県屋久島町、沖縄県国頭村、沖縄県嘉手納町、沖縄県北谷町、沖縄県北中城村、沖縄県久米島町	告示別表第一の0390056の項、0390057の項、0390058の項、0390059の項、0390064の項、0390065の項、0390066の項及び0390067の項の機能要件の欄に掲げる機能要件

○厚生労働省告示第二百七十五号

地方公共団体情報システムの標準化に関する法律第二条第一項に規定する標準化対象事務を定める政令に規定するデジタル庁令・総務省令で定める事務を定める命令第七条第四号に規定する事務の処理に係るシステムに必要とされる機能等に関する標準化基準を定める省令（令和八年厚生労働省令第百二号）附則第三条の規定に基づき、令和八年厚生労働省告示第二百四十八号の一部を次のように改正する。

令和八年七月二十七日

厚生労働大臣　上野賢一郎